定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額」を、「移換」の下に「又は引渡し」を加え、「脱退一時金相当額又は積立金」を「脱退一時金相当額若しくは積立金、個人別管理資産額又は同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額」に改める。

第四十九条第二号中「第五十条」を「次条」に改める。

第四十九条の二を削る。

第五十条第六項中「第四十九条第二号」を「前条第二号」に改める。

第五十条の二第一項中「規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。」を削り、「（法第八十一条の二第一項」を「（同項」に改める。

第七章の章名中「から」を「と」に、「への」を「との間の」に改める。

第五十四条の二第一号中「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同条第四号中「以下「移換相当額」を「次号及び第五十四条の四において「確定拠出年金対象移換相当額」に改め、同条第五号中「移換相当額」を「確定拠出年金対象移換相当額」に改める。

第五十四条の四中「移換相当額」を「確定拠出年金対象移換相当額」に改める。

第七章中第五十四条の七の次に次の二条を加える。

（独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）

第五十四条の八　法第八十二条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第八十二条の四第一項の規定による移換の申出は、同項に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日）までの間に限って行うことができるものであること。

二　中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資産の移換に同意した者（次号において「同意移換者」という。）に係る移換されるべき額として厚生労働省令で定める基準により算定した額の合計額（同号において「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。）を移換するものであること。

三　積立金（法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産）のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が同意移換者に係る中小企業退職金共済対象移換相当額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならないものであること。

（確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構からの資産の移換の基準）

第五十四条の九　法第八十二条の五第一項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る加入者期間に算入するものであることとする。

（中小企業退職金共済法施行令の一部改正）

第三条　中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「第三十条第四項又は第十五条第五項」を「第三十条第四項の規定又は第十六条第五項」に、「、第三十一条の二第三項及び第七項並びに第十五条第五項」を「並びに第三十一条の二第三項及び第七項の規定並びに第十六条第五項」に、「、第三十条第二項又は第十五条第五項」を「若しくは第三十条第二項の規定又は第十六条第五項」に改める。

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一項第二号中「第二十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第二項第三号中「第二十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第二項中「第二十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とし、第十七条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十六条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「付録第二」を「付録第三」に改め、同条第七項中「並びに法第三十条第二項」を「並びに第三十条第二項の規定」に改め、同条第九項中「。次項において同じ。）」の下に「の規定」を加え、同条第十項中「第十条第二項」の下に「の規定」を加え、同条を第十六条とする。

第十四条第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十二条第三項各号」を「第十三条第三項各号」に改め、同条第四項及び第五項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項第一号中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）

第十条　法第三十一条の三第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第二の式により定まる金額とする。

2　法第三十一条の三第二項の政令で定める月数は、移換額の算定の基礎となつた期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録第二において「各月数」という。）のうち、付録第二の式により各月数により定まる金額が移換額を超えない範囲内において最大となるもの（法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月）とする。

3　法第三十一条の三第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

4　法第三十一条の三第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

5　法第三十一条の三第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は第三十一条の二第七項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合　同条第三項第一号に規定する計算後残余額（次項第一号において「計算後残余額」という。）

二　法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は第三十一条の二第三項若しくは第七項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合　同条第七項に規定する元利合計額（次項第二号において「元利合計額」という。）

6　法第三十条第四項若しくは第三十一条の二第九項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十一条の二第三項、第七項及び第九項並びに第三十一条の三第三項及び第七項の規定並びに第十六条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第二十九条第一項若しくは